



●コンビニ券「今こそ滋賀を旅しよう！6 宿泊補助券」(以下、コンビニ券)の使用について

Q：コンビニ券を購入しましたが、利用しない場合どうなりますか。

A：払い戻し・転売は出来ません。

Q：コンビニ券を紛失してしまいましたが、再発行は可能ですか？

A：再発行はできません。払い戻しは出来ません。

Q：コンビニ券を購入し、日数が経ってから宿泊施設を予約しようとしたところ、空室がありませんでした。払い戻しできますか？

A：いかなる理由でも払い戻しは一切不可です。

Q：子どももコンビニ券の利用は可能ですか？

A：宿泊プランを有料で購入のお子様のみコンビニ券が利用いただけます。詳しくはお申込みの旅行会社、宿泊施設にお問い合わせください。

Q：コンビニ券はどこで購入できますか？

A：滋賀県および対象府県内のセブン-イレブン、ローソン、ミニストップの端末設置店舗でご購入いただけます。予定販売数で終了です。

Q：コンビニ券の利用回数・購入数に制限はありますか？

A：コンビニ券の利用回数・購入数に制限はありませんが、1人につき1泊あたり1枚のみ利用可能です。

例：2泊の場合1人2枚まで利用可能です。

Q：コンビニ券を利用して宿泊できる旅館・ホテルはどこですか？

A：登録宿泊施設は当キャンペーンページの『対象宿泊施設』でご確認ください。

Q：キャンセル料や旅行会社での申込金としての支払いにコンビニ券は使えますか？

A：使用できません。

例：当日チェックイン時に予約人数が減った場合、通常の旅行規約に則ってキャンセル料は発生します。キャンセル料にコンビニ券は適用できません。

Q：発熱で体調がすぐれないため、またはコロナウィルス感染のため、キャンセルをしたいのですが、キャンセル料はかかりますか？

A：通常の旅行規約に則ってキャンセル料は発生します。キャンセル料にコンビニ券は適用できません。

Q：チェックイン時の検温で発熱があるため、宿泊できなかったのですが、宿泊代金・キャンセル料はどうなりますか？

A：通常の旅行規約に則ってキャンセル料は発生します。キャンセル料に割引クーポンは適用できません。

Q：滋賀県外に住んでいてもコンビニ券は使えますか？

A：滋賀県民および指定府県民限定のキャンペーンのため、滋賀県民と指定府県居住者しか利用できません。

チェックイン時に①宿泊者全員の**居住地がわかる物の提示** ②居住地が滋賀県（または指定府県）であることの確認書（宿泊確認書）の記入・提出 ③**ワクチン接種または陰性証明書の提示**が必要です。

※ワクチン接種証明は、滋賀県の方は 2 回接種の証明書、指定府県の方は 3 回接種の証明書が必要です。

※ワクチン接種・陰性証明書の提示は、12歳未満の方は親同伴で不要です。

Q：期間内に使えなかった場合はどうなりますか？

A：いかなる場合も返金・払い戻しはできません。

◆制度概要について

Q：宿泊割引は、平日と休前日で割引額は異なるのですか？

A：異なりません。期間中の全ての日程で 10,000 円以上の宿泊プランでは 6,000 円、4,000 円以上～9,999 円までの宿泊プランでは 3,000 円引きとなります。

Q：どのようにして滋賀県民（または指定府県民）であることを確認するのですか？

A：居住地確認書類は、以下の表をご確認ください。

旅行当日には、宿泊者全員分の確認書類（下記のいずれか）を必ずご持参ください。
（確認ができない場合は、宿泊割引ならびに周遊クーポン提供の対象となりません）

居住地確認書類
運転免許証（運転経歴証明証）
マイナンバーカード
健康保険証
パスポート
住民基本台帳カード
住民票
在留カード
特別永在者証明証
外国人登録証明書
その他船舶免許等公的機関が発行した証明証

Q：対象府県在住で外国籍の場合は対象になりますか？

A：対象です。上記の居住地確認書類のいずれかをご提示ください。

Q：運転免許証など、公的な身分証明書を持っていません。居住地確認は郵便物でもよいですか？

A：郵便物は不可。公的書類のみ適用可能です。

Q: 宿泊者確認書は事前にダウンロード・記入して持参しないとイケないのですか？

A: 当キャンペーンページから、事前にダウンロード・記入をお願い致します。

Q: グループ旅行の場合は代表者が滋賀県民（または指定府県民）であればよいのでしょうか？

A: グループ旅行であっても割引適用対象となるのは滋賀県民(または指定府県民)の方のみです。

また割引の適用を受けようと思われる全ての方の本人確認書類が必要です。

例: 4名グループで宿泊する際に2名が滋賀県民（または指定府県民）で、2名がその他府県の場合は、滋賀県民（または指定府県民）である2名のみ割引の対象です。

Q: 乳幼児など本人確認書類の提示が難しい場合はどうしたらいいですか？

A: 同伴の保護者が、対象府県民であるという確認が出来れば可とします。

Q: 滋賀県民（または指定府県民）であることが確認できる書類（本人確認書類）を忘れた場合どのようにしたらよいですか？

A: 割引を受けてもらうことが出来ないの、必ず本人確認書類をご持参ください。

Q: 子ども料金がある場合はどのような取り扱いになりますか。

A: 大人、子ども料金に関係なく、宿泊代金により割引や周遊クーポンを配布することになります。

(宿泊プランを有料で購入の場合、同じ条件でコンビニ券が利用いただけます。)

●専用商品の宿泊予約について

【旅行会社を通じての予約について】

Q: 旅行会社で申し込みをしましたがキャンセルしました。コンビニ券は返却されますか。

A: 旅行会社より返却します。お申し込み先の旅行会社店頭窓口にお問い合わせください。

キャンセル料は別途お支払いください。

Q: 旅行会社で宿泊予約をし、コンビニ券で大人分の旅行代金支払いを済ませました。

現地払いの幼児・未就園児の施設使用料は、コンビニ券を利用できますか。

A: 現地支払いの幼児施設使用料にはコンビニ券は使用できません。

Q: チェックイン時、「しが周遊クーポン」引換証(旅行会社発行)を忘れました。どうすればよいですか？

A: 引換証がないと周遊クーポンはお受け取りいただけません。

Q: 居住地確認ができる書類を忘れました。どうすればよいですか？

A: 証明する物がご提示いただけない場合は、宿泊補助、周遊クーポンの特典は受けられません。

●専用商品の宿泊予約について

【オンライン予約サイト、ホテルホームページ、電話での予約】

Q: 当日コンビニ券を忘れました。どうすればよいですか？

A: コンビニ券がないと、宿泊割引・しが周遊クーポンの特典は受けられません。

Q: オンライン予約サイトでキャンペーン対象外の予約をしたのですが、精算は現地払いなので、コンビニ券を利用して宿泊割引・しが周遊クーポンの特典を受けられますか。

A: 対象プランで予約されていない場合、コンビニ券は利用できません。

Q: 居住地確認ができる書類を忘れました。どうすればよいですか？

A: 証明する物がご提示いただけない場合は、宿泊補助、周遊クーポンの特典は受けられません。

●地域周遊クーポン「しが周遊クーポン」について

Q: しが周遊クーポンはいつ受け取れますか。

A: チェックイン時(または宿泊施設によりチェックアウト時)に宿泊施設直接予約の場合はコンビニ券と交換、旅行会社予約の場合はクーポン引換証と交換で受け取れます。

Q: 宿泊代として利用できますか？

A: 宿泊代としては利用できません、

Q: キャンセル料にしが周遊クーポンは利用できますか？

A: 利用できません。

Q: 宿泊施設の売店や食事代等に利用できますか。

A: 宿泊施設により異なります。詳しくは宿泊施設にお問い合わせください。
(ご宿泊当日の夕食と翌日の朝食には使えません。)



Q: しが周遊クーポンはいつまで利用できますか？

A: 旅行中にご利用ください。有効期限は最大で6月1日(水)まで利用可能です。

※有効期間(4月29日表記)となっているものは、6月1日と読み替えます。

※周遊クーポンは、4月29日(金)から令和4年5月8日の間もご利用いただけます。

Q: しが周遊クーポンはどこで利用できますか？

A: 滋賀県内の約500ヶ所以上の取扱箇所・店舗でご利用いただけます。詳しくは当キャンペーンページの利用可能店舗一覧をご参照ください。諸事情で取扱箇所・店舗は変更になる場合があります。

Q: お釣りは出ますか？

A: お釣りは出ませんが、現金等を付け足してお支払い可能です。

Q: 返金、払い戻しは出来ますか。

A: いかなる場合も、返金・払い戻しはできません。